

議案第19号

北名古屋市行政組織条例の一部を改正する条例について

北名古屋市行政組織条例（平成18年北名古屋市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、福祉部に家庭支援の拠点となる家庭支援課を設置するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市行政組織条例の一部を改正する条例

北名古屋市行政組織条例（平成18年北名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表福祉部の項に次の1号を加える。

- (5) 家庭支援に関すること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。